

物損交通事故の損害賠償

◎ 相談の内容

40歳代の男性会社員から「深夜、乗用車を運転中、信号待ちしていた貨物自動車に追突した。相手方車両は後部を損傷した。相手方から車両の修理見積書を受領したが、数日後に知人と称する男性が介入してきた。」との相談。

○ 聴取結果

- ・交通事故は当日、物損事故として警察に受理された。
- ・相談者は飲酒運転のため免許停止処分を近く受ける。
- ・修理見積りは約90万円。代車料金は別途。
- ・運転していた相手方は、修理代のみでよいし、分割払いでもよいと言っている。
- ・後日介入した相手方は、車検証上の所有者で、現金一括払いを要求。支払が遅れると代車料金(1日15,000円)が増えると主張。

○ 当番弁護士が受任

- ・追突事故のため過失割合は10対0で相談者側にある。
- ・車両の所有者は誰か、借り主にも損害があるか、両者にどの部分をいくらまで払うかを検討。
- ・弁護士から両者に受任通知を送付。
- ・弁護士と両者と個別に交渉して示談する。